

## 補助金の受給を証明する書類

補助金名	補助金額 (円)	補助対象面積 (ha)	施業 No.	モニタリ ング計画 値[ha]	森林所在地	伐採届		
						資料 番号	備考	
① 平成21年度高知県みどりの環境整備支援交付金	36,500	1.46	257	1.46	土佐山高川 ヲク正木他	C		
② 平成21年度高知県造林事業費補助金	117,314	1.46						
③ 平成21年度高知県造林事業費補助金	143,027	1.78	126	1.78	鏡吉原杉谷	A		
④ 平成21年度高知県造林事業費補助金	723,175	9.00	208, 213, 214	11.12	土佐山東川 ヤケダキ他	6	7.74ha のうち 5.70ha	
⑤ 平成21年度高知県造林事業費補助金	23,302	0.29					8	1.38ha
⑥ 平成21年度高知県造林事業費補助金	587,384	1.83					C	4.04ha
⑦ 平成22年度高知県造林事業費補助金	364,806	4.00	83~ 86	5.80	鏡敷ノ山 山モノノサコ他	2	8.00ha のうち 5.80ha	
	164,162	1.80						
⑨ 平成22年度高知市森林総合整備事業費補助金	80,000	4.00						
	36,000	1.80						
⑧ 平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金	684,740	5.11	52, 53	5.11	鏡柿ノ又 長者石他	1		
	655,260	4.89	138, 139	4.89	高知市深谷町 深谷	B		
⑩ 平成23年度高知市造林支援事業費補助金	271,050	4.17	109	4.17	鏡吉原 梶ケサコ	I		
合計	3,886,720			34.33				

※ただし、今回プロジェクト対象地に追加した対図番号4-1(施業地 NO65,66 モニタリングポイント位置図(8)高知市鏡柿ノ又字イノウチ980, 981-2(合計面積3.27ha))については、補助金は受給していない。

別記第2号様式  
(交付金交付指令書)

高知県指令 21 高知林改第 79 号

## 交付金交付決定通知書

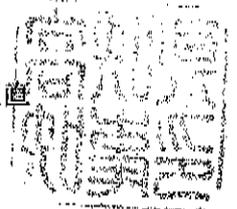
高知市森林組合 様

平成22年2月 4日

平成22年3月10日 付けで交付金交付申請書のありました平成21年度高知県みどりの環境整備支援交付金については、下記条件により金554,250円を交付することに決定したので通知します。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱(「要綱」という。)を遵守すること。
- 2 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等、並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
- 3 事業終了の翌年度から起算して、10年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受けとる者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
  - (1)高知県補助金交付規則若しくは要綱又は交付条件に違反したとき。
  - (2)不正若しくは虚偽の申請又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
  - (3)事業完了の翌年度から起算して10年以内に交付金の対象とした林地を皆伐若しくは、他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用、公共用及び天災等のやむを得ない事由による場合は、県と協議できるものとする。
  - (4)消費税の申告により交付金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合(この場合において、消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を減額して交付金の交付を受けたときは、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を当該減額した額を上回る部分の金額とする。)
- 5 交付を受けた実施主体は、森林所有者へ交付決定(写し)を配布し、遵守事項を周知すること。

・内 訳

申 請 日	金 額	対 象 事 業
平成22年2月 4日	486,750円	造林事業
平成22年3月10日	67,500円	緊急間伐
計	554,250円	

}

# 平成21年度 高知県みどりの環境整備支援助交付金内訳書

単位：h a、円

事業名	申請番号	事業地番号	事業地の所在				事業実施主体	森林所有者の住所氏名		間伐面積h a	樹種	林齢	交付金(円)	申請半期	ソーニング		
			市町村	大字	字	地番		地番	株小並							住 称	氏 名
35	EB01	001	高知市	鏡今井	北ノ井	2615-1	有	055-02-021-01	1			0.27	02	16	6,750	41	3
35	EB01	002	高知市	鏡今井	北ノ井	2610-4	無	055-02-019-01	1			0.28	02	17	7,000	41	3
35	EB01	003	高知市	鏡今井	北ノ井	707-1	無	055-02-009-01	1			0.10	02	13	2,500	41	3
35	EB01	004	高知市	鏡今井	北ノ井	2699-1	無	055-02-008-01	1			0.12	02	32	3,000	41	3
35	EB01	008	高知市	鏡吉原	加ノ井	1263-05	有	044-05-014-01	1			0.01	02	35	250	41	3
35	EB01	008	高知市	鏡吉原	加ノ井	1263-05	有	044-05-014-01	1			0.56	01	35	14,000	41	3
35	EB02	003	高知市	鏡小山	加ノ井	764	無	005-02-029-01	6			0.06	02	14	1,500	41	3
35	EB02	003	高知市	鏡小山	加ノ井	764	無	005-02-029-01	6			0.05	01	14	1,250	41	3
35	EB02	004	高知市	鏡小山	利ノ井	773-2	無	005-03-001-01	6			0.98	01	34	24,500	41	3
35	EB02	006	高知市	鏡小山	ツレノ	716	無	005-01-028-01	6			0.21	01	24	5,250	41	3
37	BB01	001	高知市	鏡増原	物	545-1	有	010-02-009-01	1			0.92	02	18	23,000	40	1
37	BB01	002	高知市	鏡吉原	加ノ井	12999	無	047-09-003-01	1			0.32	02	33	8,000	40	2
37	BB01	003	高知市	土佐山 高川	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	1			7.71	02	33	192,750	40	2
37	BB01	003	高知市	土佐山 高川	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	1			0.20	01	33	5,000	40	2
37	BB01	004	高知市	土佐山 高川	ツレノ	1872-5	有	035-01-009-01	1	高知市本町5-1-45		2.32	02	20	58,000	40	2
37	BB01	005	高知市	土佐山 高川	ツレノ	1872-5	有	035-01-009-01	1	高知市本町5-1-45		1.46	02	20	36,500	40	2
37	BB01	006	高知市	鏡吉原	ツレノ	1298-13	有	049-01-002-01	1	高知市		1.80	02	28	45,000	40	2
37	BB01	006	高知市	鏡吉原	ツレノ	1298-13	有	049-01-002-01	1	高知市本町5-1-45		2.10	01	28	52,500	40	2
小計												19.47			486,750		
合計												19.47			486,750		

(注) 1 事業名は次のコードを記載する。森林環境保全整備事業：(3、27、37)、里山エリア再生事業：(35)、森林保全関連特定森林整備事業：(38)、農業用水特定森林整備事業：(39)、緊急間伐総合支援事業：(98)、自伐林等支援事業：(99)

2 申請番号は、造林補助事業の内容と一致させること。

3 樹種、申請半期、ソーニング欄には造林事業コードを記載する。

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成 22 年 2 月 4 日付けで補助金交付申請のあった平成 21 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 5, 778, 986 円を交付することに決定したので通知する。

平成 22 年 3 月 30 日

高知県知事 尾崎 正直



### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の(1)の1の(エ)、及び同オ、同(2)の力の(エ)及びキ、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施策の実施について」(平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあつては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施策の集約化に必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあつて、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施策が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



21高知林改第81号  
平成22年3月30日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成21年度第4－四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第4－四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年3月30日付け高知県指令21高知林改第81号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。



# 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事業所名：中央東林業事務所  
 取組機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：育成層層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐B（伐捨間伐）B-30  
 平成21年度 第4四半期 2 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり		査定係数		査定経費	補助金
										植栽本数	標準単価 (実行経費)	査定 係数	特認 計		
BB01002	01	01040402	1	高知市森林組合	02	032	032	118,166	25	170	64,282	25,712			
BB01003	01	01040402	1	高知市森林組合	01	020	020	118,166	25	170	40,176	16,070			
BB01003	02	01040402	1	高知市森林組合	02	771	771	118,166	25	170	1,548,800	619,520			
BB01005	01	01040402	1	高知市森林組合	02	146	146	118,166	25	170	293,287	117,314			
BB01006	01	01040402	1	高知市森林組合	01	210	210	118,166	25	170	421,851	168,740			
BB01006	02	01040402	1	高知市森林組合	02	180	180	118,166	25	170	361,586	144,634			
BB01006	**		*			390	390								
BB01006	**		*			1359	1359								
合計	人数	1	施行地数	4	箇所面積	13.59	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	2,729,982	円	補助金	1,091,990



補助金交付指指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事業所名：中央東林業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り抜き伐りⅡ・ⅡB-30 (抜捨)  
 市町村名：高知市  
 平成21年度 第4四半期  
 4 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
													査定 係数	特認 計		
KM01001	01	**	*	高知市森林組合	03010103	33		01	1.04			118,166	25	170	208,916	83,566
KM01002	01	**	*	高知市森林組合	03010103	33		01	9.06			118,166	25	170	1,819,991	727,996
KM01004	01	**	*	高知市森林組合	03010103	33		01	9.00			118,166	25	170	1,807,939	723,175
KM01004	02	**	*	高知市森林組合	03010103	33		02	0.29			118,166	25	170	58,255	23,302
KM01***		**	*						9.29							
KM01***		**	*						19.39							
合計	人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha (m)	19.39	植栽本数	0	本	査定経費	3,895,101	円	補助金	1,558,039





## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成21年12月7日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金5,270,533円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 2月17日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

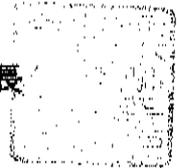
- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の(1)の1の(エ)、及び同オ、同(2)のカの(エ)及びキ、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施策の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施策の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施策が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

21高知林改第67号  
平成22年2月17日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年2月17日付け高知県指令21高知林改第67号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。

# 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事業所名：中央森林事業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐A（除伐主体）  
 市町村名：高知市  
 平成21年度 第3四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主林名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金									
													査定係数	特認											
BB01003	01	0104040115	1	高知市森林組合	01	01	02	0.02	229,152	25	170	7,791			3,116										
BB01003	02	0104040115	1	高知市森林組合	02	02	016	0.16	229,152	25	170	62,328			24,931										
BB01003	**		*					0.18																	
BB01***	**		*					0.18																	
合計																									
										人数	1	施行地数	1	箇所面積	ha(m)	0.18	植栽本数	0	本	査定経費	70,119	円	補助金	28,047	円





## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成23年 2月 7日付けで補助金交付申請のあった平成22年度造林事業費補助金については、下記条件により金3,236,187円を交付することに決定したので通知する。

平成23年 3月29日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の1の(1)の工の(エ)、及びオ、同(2)の力の(エ)及びキ、同2の(1)の工の(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)、同3の(1)の工の(エ)及びオ並びに同(2)の力の(エ)及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施策の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施策の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施策が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

22高知林改第96号  
平成23年 3月29日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第4—四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第4—四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年3月29日付け高知県指令22高知林改第96号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。



補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事業区分名：中央東林業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：育成単層林保育(植栽型) 除・間伐除・間伐B(伐替間伐) B-30  
 高知市  
 平成22年度 第4四半期 2ページ

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金	
												査定係数	特認係数			
BB0100101	01	1	高知市森林組合	0104040215	15	01	2.60		170	134,120	23	170		592,810	237,124	
BB0100102	02	1	高知市森林組合	0104040215	15	02	2.47		170	134,120	23	170		563,169	225,267	
BB0100103	**	*					5.07									
BB0100201	01	1	高知市森林組合	0104040215	15	01	0.37		170	134,120	23	170		84,360	33,744	
BB0100202	02	1	高知市森林組合	0104040215	15	02	0.86		170	134,120	23	170		196,083	78,433	
BB0100203	**	*					1.23									
BB0100501	01	1	高知市森林組合	0104040215	15	01	0.83		170	134,120	23	170		189,242	75,696	
BB0100502	02	1	高知市森林組合	0104040215	15	02	0.51		170	134,120	23	170		116,281	46,512	
BB0100503	**	*					1.34									
BB0100601	01	1	高知市森林組合	0104040215	15	01	1.53		170	134,120	23	170		348,845	139,538	
BB0100602	**	*					1.53									
BB0100603	**	*					9.17									
合計	人数	1	施行地数	4	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	2,090,790	円	補助金	836,314	円

# 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事務所名：中央森林事業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：育成単層林保青（植栽型）除・間伐利用除・間伐C30 90%以上  
 市町村名：高知市  
 平成22年度 第4四半期 3 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	補地種区分	面積 (延長m) ha	植栽本数	植栽本数 相当たり単価 (実行経費)	相当たり 標準単価	掛 費	査定係数		査定経費	補助金		
													査定係数	特認 計				
BB01003	01	01	1	高知市森林組合	0104041037	01	017	0	576,500	576,500	23	161,109	180		64,443			
BB01003	02	02	1	高知市森林組合	0104041037	02	046	0	526,500	526,500	23	379,080	180		151,632			
BB01003	**	**	*				057	0										
BB01003	**	**	*				057	0										
													合計	1	1	540,189	0	216,075

# 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

平成 22 年度 第 4 四半期 4 ページ

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事務所名：中央森林事業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：機能増進抜き伐り抜き伐り掛り掛り - ⅡB-30 (伐捨)

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	種別	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり		掛	査定係数		査定経費	補助金	
										植栽本数	標準単価 (実行経費)		査定係数	特認計			
KN01001	01	01	1	高知市森林組合	0301010315	15	01	400		134,120	23	170		912,016	364,806		
KN01001	02	02	1	高知市森林組合	0301010315	15	02	180		134,120	23	170		410,407	164,162		
KN01001	**	**	*					580									
KN01002	01	01	1	高知市森林組合	0301010315	15	01	700		134,120	23	170		1,596,028	638,411		
KN01002	02	02	1	高知市森林組合	0301010315	15	02	050		134,120	23	170		114,002	45,600		
KN01002	**	**	*					750									
KN01002	**	**	*					1330									
合計																	
					人数	1	施行地数	2	面積	13.30	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	3,032,453	円
															補助金	1,212,979	円

# 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業  
 事務所名：中央東林業事務所  
 取扱機関名：高知市森林組合  
 造林区分名：機能増進伐き伐り等抜き伐りX B-30 (伐替)  
 市町村名：高知市  
 平成22年度 第4四半期 5 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	種別	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸 掛 費	査定係数		査定経費	補助金
													査定 係数	特認 計		
KIN0100301	01	0301010915	1	高知市森林組合			01	1.60		134,120.23	170				364,806	145,922
KIN0100302	02	0301010915	1	高知市森林組合			02	0.60		134,120.23	170				136,802	54,720
KIN0100303	*		*					2.20								
KIN0100304	**		*					2.20								
合計	1		1					2.20	0	501,608					501,608	200,642

交付金変更交付決定通知書

高知市森林組合 様

平成 21 年 12 月 28 日付けで変更申請のあった平成 21 年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金については、下記のとおり平成 21 年 10 月 28 日付け高知県指令 21 高知東林第 85 号による交付決定通知の金額を変更して交付することに決定したので通知する。

平成 22 年 1 月 4 日

高知県中央東林業事務所長



記

既交付決定額	変更後の交付決定額	増額
3,160,000 円	7,110,000 円	3,950,000 円

中央東林業事務所長 様

補助事業者 高知市鏡小浜8  
高知市森林組合  
代表理事組合長 鎌倉 寛光

平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費補助金実績報告書

平成22年1月4日付け高知県指令21高知東林第126号で交付金変更決定通知のあったこの事業について、高知県補助金交付規則第11条第1項及び高知県未整備森林緊急整備事業費交付金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 交付事業の成績  
事業内容及び経費の配分  
(1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)	交付事業に要する (又は、要した) 経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
			県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
未整備森林緊急整備事業費計	円 7,111,200	円 7,111,200	円 7,110,000	円 0	円 1,200	
	4,741,200	4,741,200	4,740,000	0	1,200	
	2,370,000	2,370,000	2,370,000	0	0	
除間伐（切捨）	6,303,360	6,303,360	6,303,000	0	360	
	4,293,360	4,293,360	4,293,000	0	360	
	2,010,000	2,010,000	2,010,000	0	0	
除間伐（搬出集積）						
関連条件整備	807,840	807,840	807,000	0	840	
	447,840	447,840	447,000	0	840	
	360,000	360,000	360,000	0	0	

- (注) 1 区分欄の事業費内訳は、別表1の事業種目により記載する。  
2 交付事業者が市町村以外の場合は、交付事業に要する（又は、要した）経費は(A)+(B)+(C)とする。  
3 事業費は、交付対象事業費とする。

## (2) 事業実績

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

事業区分	事業種目	事業実施 主体名	市町村名	区分	構造補修 又は規模	事業費 単価	事業費 (A)+(B)+(C) 円	交付事業に要 する(又は、 要した)経費 (A)+(B)+(C) 円	経費内訳			工期		備考	
									県交付金 (A) 円	市町村費 (B) 円	その他 (C) 円	着手 年月日	完成 (予定) 年月日		
															円
未整備森林 緊急整備事 業	除菌伐(切捨)	高知市森林 組合	高知市	不材木の除去、不材 木の廃材		h a	円	円	円						
						47.04	134,000	6,303,360	6,303,360	0	360	H21.12.1	H22.6.30		
						32.04	134,000	4,293,360	4,293,360	0	360				
						15.00	134,000	2,010,000	2,010,000	0	0				
	除菌伐(撤出集積)														
	関連条件整備	高知市森林 組合	高知市	対象森林の調査、 森林所有者の同意 の取り付け、予備 調査のための周囲 測量等		(33.66)	24,000	807,840	807,840	0	840	H21.12.1	H22.6.30		
						(18.66)	24,000	447,840	447,840	0	840				
						(15.00)	24,000	360,000	360,000	0	0				
	合 計					47.04		7,111,200	7,111,200	0	1,200				
						32.04		4,741,200	4,741,200	0	1,200				
						15.00		2,370,000	2,370,000	0	0				

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分によるものとする。  
 2 交付事業者が市町村外の場合は、交付事業に要する(又は、要した)経費は(A)+(B)+(C)とする。  
 3 事業費は、交付対象事業費とする。

2 事業完成(予定)年月日  
平成22年6月30日

3 収支精算

(1) 収入

(上段:全体、中段:年度内、下段:繰越)

区 分	予算額	精算額	差引増△減	備 考
	円	円	円	
県交付金	7,110,000	7,110,000	0	
	4,740,000	4,740,000	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
市町村費	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
その他	1,200	1,200	0	
	1,200	1,200	0	
	0	0	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 1 予算額欄は、前回申請書(重要変更を含む)に記載したとおりとする。

(2) 支出

(上段:全体、中段:年度内、下段:繰越)

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増△減 (B)-(A)	備 考
	円	円	円	
間伐	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
除間伐(切捨て)	6,303,360	6,303,360	0	
	4,293,360	4,293,360	0	
	2,010,000	2,010,000	0	
除間伐(搬出集積)				
関連条件整備	807,840	807,840	0	
	447,840	447,840	0	
	360,000	360,000	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

(3) 収支精算

(上段:全体、中段:年度内、下段:繰越)

区 分	県交付金 交付決定額	精算事業費 総 額	県交付率	精算県 交付金額	既受額 県交付金額	差引き県交付金 未受額(返還)額
	円	円		円	円	円
間伐	7,110,000	7,111,200		7,110,000	4,740,000	2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000
除間伐(切捨て)	6,303,000	6,303,360		6,303,000	4,293,000	2,010,000
	4,293,000	4,293,360	定額	4,293,000	4,293,000	0
	2,010,000	2,010,000		2,010,000	0	2,010,000
除間伐(搬出集積)						
関連条件整備	807,000	807,840		807,000	447,000	360,000
	447,000	447,840	定額	447,000	447,000	0
	360,000	360,000		360,000	0	360,000
計	7,110,000	7,111,200		7,110,000	4,740,000	2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000

① 134,000.000A  
 ② 134,000.000A  
 ③ 134,000.000A  
 ④ 134,000.000A

事業実施箇所別表

1 間伐

事業実施主体	森林の所在地				林班、小班及び 林果番号	森林所有者	森林の現況				(単位:ha)			
	市町村	大字	字	地番			面積	間伐条件	樹種	枚数		備考		
高知市	高知市	鎮梅ノ木	長者石/上シバノガ子	588-1069/1070/ 586-587	22	4	12	高知市	5.11	-	スギ・ヒノキ	45	①	
					16	1	3							
森林組合	高知市	鎮梅ノ木	深谷山	148-1	1705-793/798/7691	8	4	5	高知市	4.22	4.22	スギ・ヒノキ	40	③
						8	4	9						
						7	4	42						
						7	5	8						
						7	5	15						
						7	4	40						
						7	4	63						
						7	5	18						
						7	5	18						
						7	4	11						
						7	4	10						
						森林組合	高知市	鎮梅ノ木						
36	4	11												
36	4	10												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
36	4	11												
合計					32.04				19.86					

(注)面積は、小数点以下2位まで記載すること  
 事業実施箇所を記入した結果実施箇所(実施箇所)を添付すること。

第2号様式(第6条関係)

高知市指令22鏡振第51号

高知市森林組合  
代表理事組合長 鎌倉 寛光 様

補助金交付決定通知書

平成23年3月30日付けで交付申請のありました高知市森林総合整備事業費補助金については、高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

平成23年3月31日

高知市長 岡崎 誠 也



記

- 1 補助金交付決定金額 金1,347,300円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
  - (2) 高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
  - (3) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (4) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第1号様式(第5条関係)

平成23年3月30日

高知市長 岡崎 誠也 様

申請者	所在地	高知市鏡小浜8番地
	名称	高知市森林組合
	代表者	代表理事組合長 鎌倉 寛光

### 補助金交付申請書

高知市森林総合整備事業費補助金について、高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金1,347,300 円<sup>記</sup>
- 2 事業の目的 高知市内における森林資源を培養し、森林の保全、水資源の涵養、自然環境の保全を図るため。
- 3 事業完了年月日 平成23年3月30日
- 4 添付書類
  - (1) 施業図
  - (2) 事業内訳書
  - (3) その他市長が必要と認める書類



第2号様式（第6条関係）

高知市指令 23 鏡振第 43 号

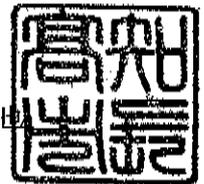
高知市森林組合  
代表理事組合長 高橋 英雄 様

補助金交付決定通知書

平成 24 年 3 月 13 日付けで交付申請のありました高知市造林支援事業費補助金については、高知市造林支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

平成 24 年 3 月 15 日

高知市長 岡崎 誠 世



記

- 1 補助金交付決定額 金 1,492,250 円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
  - (2) 高知市造林支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
  - (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「規則」という。）第 4 条各号のいずれかに申請者（申請者が法人の場合は、規則第 2 条第 2 項第 3 号の役員等を含む。）が該当すると市長が認めるときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分の補助金を返還させることがある。
  - (4) 規則第 4 条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
  - (5) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (6) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第1号様式(第5条関係)

平成24年3月13日

高知市長 岡崎誠也 様

高知市鏡小浜8番地

高知市森林組合

代表理事組合長 高橋 英雄



## 補助金交付申請書

高知市造林支援事業費補助金について、高知市造林支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

1 補助金申請額 金1,492,250円

2 事業の目的 高知市内における森林資源を培養し、森林の保全、水源の涵養、自然環境の保全を図るため。

(4-四半期)

搬出間伐 1.00 ha

保育間伐 10.05 ha

作業道整備 308m

3 補助事業完了年月日 平成24年3月13日

4 添付書類

- (1) 事業内訳書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

事業内訳書

〔開伐施業関係〕

事業名	区分	申請番号	施行地番号	所在地				実施主体	森林所有者の住所氏名		当該申請事業量	樹種	林齢	補助事業費	市補助金額	備考		
				大字	字	地番	他地番		林小班	ゾーン区分							住所	氏名
森林整備支援	湖	BB07	004	土佐山中切	ヒラナベ	1981-3	—	006-02-007	活用	森林所有者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	1.00	スギ	44	350,571	223,000	搬出
小計																		
森林整備支援	保	BB07	001	鏡標矢	ヒキイシ	1988-8	8	018-06-031	活用	高知市森林組合	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	1.18	スギ	45	143,208	76,700	
													0.20	ヒノキ	45	24,272	13,000	
													0.16	スギ	50	19,418	10,400	
森林整備支援	保	BB07	002	鏡吉原	鏡ガサコ	1239-65	—	049-05-025	循環	高知市森林組合	高知市本町5-1-45	高知市	4.17	ヒノキ	23	508,083	271,050	
森林整備支援	保	BB07	003	土佐山中切	ヒラナベ	1981-3	—	006-02-007	活用	森林所有者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	3.77	スギ	44	378,131	245,050	
森林整備支援	保	BB07	006	鏡吉原	大元	882	2	046-01-004	循環	森林所有者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	0.50	スギ	50	50,150	32,500	
													0.07	ヒノキ	50	9,513	4,550	
小計																		
													10.05			1,130,775	653,250	
計																		
													11.05			1,481,348	878,250	

